

留守家庭児童育成室の委託について

1 趣旨等

指導員の人材確保・育成が課題となっている中で、増加し続けている児童を受入れていくため、全36育成室の3分の1を目処に民間事業者への業務委託を進めています。

2 平成30年度の公募(平成31年度からの委託)

【対象育成室】 東、吹六、豊一

【選定理由】児童数が増加しても、現在の施設や今後確保整備する施設で受入可能と見込まれること。

委託による担い手確保や指導員の欠員削減の効果を期待し、ある程度規模の大きな育成室も対象とします。

3 スケジュール

委託開始(募集は前年度)	委託育成室の現状及び計画
平成27~30年度	9か所
平成31年度	3か所
計	12か所

4 対象事業者の要件

昨年度と同じ要件で公募を実施し、保育所や放課後児童クラブにおける集団保育や、幼児教育や学校教育の実務経験者が指導員として配置されることを仕様書や選考方法に組み込んで、適切な選定作業を行い、委託事業者の確保を図ります。

【募集要件】

次のいずれかの事業の運営実績がある法人

- ・児童の保育又は教育の分野に係る事業
- ・児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業
- ・青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業

なお、市の指導員確保策としましては、採用試験を繰り返し実施したり、新たにハローワークのブースで求人説明会を開催するなど、新規指導員の人材確保に努めるとともに、新採指導員を対象とした職場訪問を定期的実施するなど、定着率の向上にも努めています。